

【財政・金融委員会】

(1) 審議概観

第145回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出15件（うち衆議院継続1件、本院先議1件）、衆議院議員提出2件、本院議員提出4件の合計21件であり、内閣提出15件、衆議院議員提出2件、本院議員提出1件を可決した。

また、本委員会付託の請願17種類381件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

本国会召集の冒頭提出されたのが平成11年度における公債の発行の特例に関する法律案である。我が国の景気の一段の悪化を背景に、平成11年度一般会計予算では、税収が12年振りに50兆円を割り込む中で、公共事業費を前年度比10%超の伸びとするなど景気優先の財政運営で大幅な歳出増となった。本法律案は、税収減等に伴う歳入不足を補うため、政府が予算をもって国会の議決を経た範囲内で特例公債を発行することができるようとするものである。これにより発行が見込まれる特例公債は、21兆7,100億円である。本年度の建設公債を含んだ新規国債発行額が31兆円、借換債が40兆円と過去最高になったことから長期金利が急上昇したため委員会ではその対応策が問われ、資金運用部の既発債買い入れ停止・再開というめまぐるしい政府の政策変更が質された。特に、国債増発がクラウディングアウトを引き起こしたのではないかとの懸念に、宮澤大蔵大臣は、長期金利の上昇は国債の発行者として不注意であったが、「結論としてはクラウディングアウトには当たらなかった」と明確に否定した。

税制関係では、まず平成10年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案は、例年通り衆議院大蔵委員長提出によるもので、緊急生産調整推進対策に資するため、平成10年度において政府等が稻作の転作を行う者等に対し交付する緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等について、税制上の軽減措置を講ずるもので、全会一致で可決した。

経済社会の変化等に対応して早急に講すべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律案は、我が国の経済社会の構造的な変化、国際化の進展等に対応するとともに現下の著しく停滞した経済活動の回復に配慮したものである。昨年8月の小渕内閣発足直後の所信表明演説で、6兆円を相当程度上回る恒久的な減税を表明し、所得課税の最高税率を50%にすること、法人課税の実効税率を40%にすることなどが打ち出された。本法案は、その実現化が法案に盛り込まれたものである。具体的には、所得税の最高税率を50%から37%に引き下げるとともに、平成11年以降の所得額から、25万円を限度として、その20%相当額を税額控除する定率減税を実施するとともに、16歳未満の扶養親族及び特定扶養親族（16歳以上23歳未満）に係る扶養控除額の加算を行うものである。法人税については、その基本税率を34.5%から30%に引き下げるとともに、中小法人の軽減税率等についても所要の引き下げを行うものである。

租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する

る法律の一部を改正する法律案も、現下の厳しい経済情勢等を踏まえ、景気に最大限配慮して、住宅建設及び民間設備投資の促進、経済・金融情勢の変化への対応等の観点からの措置を講ずるものである。その内容は、①住宅・土地税制について、控除期間及び控除限度額の拡充等による住宅ローン減税を実施すること、長期所有土地等の譲渡所得課税の軽減等の措置を講ずること、②投資促進税制について、情報通信機器の即時償却制度の創設等の措置を講ずること、③金融関係税制について、非居住者等の受け取る一括登録国債の利子の源泉徴収の免除等の措置を講ずるほか、有価証券取引税等の廃止に併せ株式譲渡益課税の適正化措置を講ずること、④その他、小規模宅地等に係る相続税の特例の拡充、特別法人税の課税の停止、たばこ税の税率引下げ、利子税等の軽減、居住等の財産の譲渡所得課税の特例に係る阪神・淡路大地震による滅失家屋の敷地の譲渡期間要件の特例の創設等の措置を講ずることなどである。

有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する法案は、ビッグバンの進行など最近の金融情勢の変化に対応するため、有価証券取引税法及び取引所税法を廃止しようとするものである。

委員会では、以上の内閣提出3法案に加え、民主党・新緑風会提出の**所得税法の一部を改正する法律案、児童手当法及び所得税法の一部を改正する法律案**と一括審議を行った。質疑では、所得税減税に関し、昨年の定額減税から定率減税に変わったことで所得の低い階層の大半が、前年比負担増になるのではないかとの指摘に対し、宮澤大蔵大臣は、「昨年の定額減税は、時間的にやむを得なかったが、これによって800万人近い納税者を失うことになり、課税最低限も491万円になった。かねてから我が国の課税最低限は高いと思っていたが、たくさんの人々が所得税を納めないとという形は適當ではない。これが恒久化すると将来の基本的な税制改正ができなくなる。」と答弁した。このほか法人税減税の経済効果、国・地方の所得減税をめぐる争いを背景とした税財源配分の在り方などが質され、内閣提出3案をいずれも賛成多数で可決した。

租税特別措置法の一部を改正する法律案は、産業活力再生特別法案と軌を一にして提出されたものである。我が国の生産性が著しく低迷し、経済の自立的な回復を達成していくためには、供給側における効率性の向上及び競争力の強化が急務とされ、産業活力再生特別法に基づく事業再構築計画の認定を受けた事業者について、事業革新設備の特別償却、設備廃棄等による欠損金の繰越期間の認定等の特例、登録免許税の税率を軽減する特例等の措置を講ずるものである。委員会では、雇用に悪影響を与えるのではないか、減税効果が具体的にあるのかなどの質疑がなされ、賛成多数で可決した。

なお、日本共産党提出の消費税率を4%から2%に引き下げるのこととする**租税特別措置法の一部を改正する法律案**は、審査未了となつた。

次に、関税関係では、**関税定率法等の一部を改正する法律案**は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、ニオブ・チタン合金、絹紡糸等の関税率の引き下げ、適用期限の到来する154品目の暫定税率及び減免税還付制度の適用期限の延長等を行うものである。

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案は、海上運送貨物に係る税関手続のより一層の迅速かつ的確な処理を図るため、平成11年度の海上貨物通関情報処理システムの改善に合わせ、関税及び内国消費税にかかる手続に加え、

とん税及び特別とん税に係る手続についても電子情報処理組織を使用して処理することができるようとするものである。

委員会では、これら2法案については、関税政策の在り方、通関手続の電子情報化の効果等について質疑が行われ、前者を多数で、後者を全会一致で可決した。

次に、金融関係では、**特定融資枠契約に関する法律案**は、貸し渋り対策の一環として提出された参議院議員提出の議員立法である。企業が金融機関に手数料を支払って融資枠を設定してもらい、その限度内でいつでも融資が受けられる融資枠（コミットメントライン）契約の解禁をしようとするものである。コミットメントライン契約については、米国では一般的な手法とされているが、我が国では、金利の上限を定めた利息制限法や出資法に抵触するおそれがあるとの理由から事实上禁止されていた。コミットメントライン契約が解禁されることによって、大企業が貸し渋りを警戒して不必要に手元資金を集め動きがなくなり、中小企業にも資金が回りやすくなること、融資枠を設定した企業の信用力が高まることなどを期待して提出されたものである。委員会では、コミットメントフィー名目の利息制限法等の脱法行為を助長する可能性などが質され、多数で可決した。

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案は、衆議院議員提出の議員立法で、金融機関の自己資本比率を高め、BIS基準を達成する一方、貸出先に対する貸し渋りを解消することをその目的としている。「土地再評価」については、現行法上貸借対照表で、土地の含み益は負債に計上されているが、この一部を税効果会計を用いて資本の部に計上できるようにするとともに、「自己株式の消却」については、資本の部に組み入れられる再評価益の3分の2までを自社株消却の原資として活用することを認めることにするものである。これにより、企業の資本の増強、多数の株式を発行している企業の株価安定化等に利点が発生するとされている。委員会では、自社株を消却する必要性及び消却の見込み、原価評価と時価評価の関係などについて質疑が行われ、多数で可決した。

金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律案は、第142回国会提出に係るもので、金融システム改革の一環として、投資者保護の観点からの措置を講じつつ、金融業者（ノンバンク）の社債の発行等による資金調達を自由化しようとするものである。委員会では、ノンバンクからの多重債務問題が年々大きくなっている中で、その対応策、出資法及び利息制限法の金利引下げの必要性などが問われ、多数で可決した。

次に、国際金融関係では、**国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び多数国間投資保証機関への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案**は、世銀グループの機関で貧困開発途上国に対し、経済開発・貧困削減のための長期・無利子の融資を行う国際開発協会（IDA）が、1999年7月から2002年6月までの財源として総額86.4億SDRの第12次増資を行うこと、また、同じく世銀グループの一員で開発途上国向け民間海外直接投資に係る非商業的リスク（送金制限、戦争等）に対する保証を行う機関である多数国間投資保証機関（MIGA）が、最近の業務の拡大により、保証残高が保証限度額の上限に近づいていることから増資を行うことができるようそれぞれ規定するものである。委員会では、我が国の国際機関への出資基準、IDAとIMF・世銀との関係、アジア金融危機とIMFプログラムの実施状況等について質され、多数で可決した。

次に、公的金融関係では、政府系金融機関を統廃合する関係4法案の審議が行われた。平成9年9月24日の閣議決定「特殊法人等の整理合理化について」において、政府系金融

機関は、官民の役割分担を踏まえ、民間金融機関の補完に徹し、業務の減量化・重点化に努めるとともに、将来にわたる財政負担を含め、財政依存の抑制に努めるものとされているところであり、いずれもこの閣議決定に基づく法案である。

国際協力銀行法案は、日本輸出入銀行と海外経済協力基金を統合して国際協力銀行を設立するものである。委員会では、財政投融資改革が進められる中で新銀行の資金調達の在り方が問われたが、政府は、「国際協力銀行がODAや輸出入に係る政策金融を用務としているが、いずれも途上国等民間金融市場では提供できない長期かつ低利の資金供給を行うもので、国の信用に基づいて一括調達する債権である財投債を基本に資金調達を行うことが望ましいという議論もあり、今後関係者間で協議する」と答弁した。このほか、両組織統合の効果、新銀行とIMFとの関係、海外経済協力案件の決定過程の透明性等について質疑が行われ、多数で可決した。

日本政策投資銀行法案は、日本開発銀行及び北海道東北開発公庫を統合して日本政策投資銀行を設立するものである。委員会では、5月27日、審議に先立ち横須賀市において、横須賀テレコムリサーチパーク、日産自動車（株）追浜工場など開銀融資の実情調査を行った。また、参考人として苦小牧東部開発株式会社代表取締役社長中田一男君、むつ小川原開発株式会社社長内田隆雄君、野村総合研究所研究理事富田俊基君、北海道大学経済学部教授濱田康行君等を招致した。質疑では、開銀・北東公庫の出融資の現状、失敗とされる苦小牧東部開発・むつ小川原開発両プロジェクトの原因究明、今後融資の失敗を繰り返さないための財投機関における政策コスト分析手法導入の必要性、新たにスタートする日本政策投資銀行の融資方針などについて質された。民主党・新緑風会から北東公庫の損失を一般会計で補てんする修正案が提出されたが少数で否決し、原案を多数で可決した。

国民金融公庫法の一部を改正する法律案は、国民金融公庫に環境衛生金融公庫を統合して、その名称を国民生活金融公庫法と改めるものである。委員会では、国民生活金融公庫に中小企業金融公庫を統合しなかった理由、今後の分野調整が問われたが、宮澤大蔵大臣は、「両公庫の分野は重複しておらず、国民生活金融公庫の貸出は、国民のなじみやすい層であるし、中小企業金融公庫は企業性の高い層をカバーしており、特に、国民生活金融公庫の貸出の90%は従業員20人未満である。」と答弁した。このほか、両組織統合の効果、政策金融のコスト分析の必要性などについても質疑が行われ、全会一致で可決した。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案は、日本開発銀行と北海道東北開発公庫を統合し、日本政策投資銀行が設立されることに伴い、日本開発銀行の食品工業向け融資を農林漁業金融公庫に移管するものである。委員会では、食品工業向け融資を農林漁業金融公庫に移管する意義、農林漁業金融公庫の果たす役割、農林漁業金融をめぐる今後の課題などについて質疑が行われ、全会一致で可決した。

次に郵政関係は、2法案である。**郵便貯金法及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案**は、金融・経済環境の変化を踏まえ、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金及び簡易生命保険特別会計の積立金の運用をより確実・有利に行うため、運用対象に特定社債及び通貨オプションを追加しようとするものである。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案は、近年における保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、被保険者が死亡したことにより支払う保険金額を死亡の原因に応じて異なる額とする簡易生命保険の制度（いわゆる一

病息災保険) を設けようとするものである。

委員会では、上記2法案に対し、郵貯・簡保資金による資産担保証券への運用に伴う問題点、一病息災保険を取り扱う意義、平成13年4月に予定されている郵貯の全額自主運用問題などについて質疑が行われた。特に郵貯・簡保資金の自主運用の在り方、責任の所在について野田郵政大臣は、「個々の職員については、国家公務員に課せられる『公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。』という義務で担保されているが、運用の在り方については郵貯・簡保資金運用研究会の議論を踏まえて対応したい。」と述べた。

〔国政調査等〕

2月4日、前国会で説明を聴取した日本銀行法第54条に基づく通貨及び金融の調節に関する報告に関し質疑を行った。同報告は、新日本銀行法発足後初めての報告であったが、日銀のアカウンタビリティーの在り方、保有資産の見直しなどが問われるとともに、折から景気に明るい兆しが見られると言われていたことから、景気に対する日本銀行の認識に質疑が集中した。

次いで、3月4日に宮澤大蔵大臣から所信を聴取するとともに、3月9日、所信に対する質疑を行った。ここでも依然として金融不安や失業率の増加が続き我が国経済の低迷が続いていることから、その再生策が問われた。

その後、3月12日、予算委員会から委嘱を受けた11年度予算の金融再生委員会・金融監督庁、大蔵省等所管の審査が行われた。

さらに、会期終盤の8月3日、2度目に提出された日本銀行法第54条に基づく通貨及び金融の調節に関する報告の提出を受け、一般質疑がなされた。質疑では、山一證券への日銀特融の補てん問題、ゼロ金利継続の是非、ペイオフ実施の有無、CPオペの功罪などが問われた。この中で、破綻した山一證券への日銀特融は、同社の債務超過がその後明らかになり、その取扱が問題化していることが取り上げられた。速水日銀総裁は、「平成9年11月24日付の大蔵大臣談話で、『寄託証券補償基金制度の法制化、同基金の財務基盤の充実、機能の強化等を図り十全の処理体制を整備すべく適切に対処したい』としており、日銀資金の最終的な回収に懸念はない」と答えた。この点について、宮澤大蔵大臣も「特融の要請をした大蔵大臣が最終的な責任を負わなければならない」と述べた。

(2) 委員会経過

○平成11年2月4日(木)(第1回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁速水優君、同銀行理事引馬滋君、同銀行副総裁山口泰君、同銀行理事黒田巖君及び同銀行理事小畠義治君に対し質疑を行った。
- 平成10年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等についての所得税及び

法人税の臨時特例に関する法律案（衆第1号）（衆議院提出）について提出者衆議院大蔵委員長村井仁君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第1号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
反対会派 なし

○平成11年3月4日（木）（第2回）

- 財政及び金融等の基本施策に関する件について宮澤大蔵大臣から所信を聴いた。

○平成11年3月9日（火）（第3回）

- 財政及び金融等の基本施策に関する件について宮澤大蔵大臣、柳沢金融再生委員会委員長及び政府委員に対し質疑を行った。
- 特定融資枠契約に関する法律案**（参第9号）について発議者参議院議員峰崎直樹君から趣旨説明を聴き、同塩崎恭久君及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（参第9号） 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、参院
反対会派 共産

- 平成11年度における公債の発行の特例に関する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）
経済社会の変化等に対応して早急に講すべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）

租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）

有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）

以上4案について宮澤大蔵大臣から趣旨説明を聴き、

所得税法の一部を改正する法律案（参第10号）

児童手当法及び所得税法の一部を改正する法律案（参第11号）

以上両案について発議者参議院議員直嶋正行君から趣旨説明を聴いた。

○平成11年3月12日（金）（第4回）

- 委嘱審査のため参考人の出席を求めるなどを決定した。

- 平成11年度一般会計予算（衆議院送付）

平成11年度特別会計予算（衆議院送付）

平成11年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（総理府所管（金融再生委員会、金融監督庁）、大蔵省所管、郵政省所管（郵便貯金特別会計、簡易生命保険特別会計）、国民生活金融公庫、日本開発銀行、日本輸出入銀行、日本政策投資銀行及び国際協力銀行）について宮澤大蔵大臣、柳沢金融再生委員会委員長及び政府委員から説明を聴いた後、同大臣、同委員長及び政府委員に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 平成11年度における公債の発行の特例に関する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）
について宮澤大蔵大臣、柳沢金融再生委員会委員長及び政府委員に対し質疑を行い、

質疑を終局した。

○平成11年3月15日（月）（第5回）

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 経済社会の変化等に対応して早急に講すべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）
租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）
有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）
所得税法の一部を改正する法律案（参第10号）
児童手当法及び所得税法の一部を改正する法律案（参第11号）（衆議院送付）

以上5案について宮澤大蔵大臣、政府委員、建設省、自治省当局及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。

○平成11年3月16日（火）（第6回）

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 経済社会の変化等に対応して早急に講すべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）
租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）
有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）
所得税法の一部を改正する法律案（参第10号）
児童手当法及び所得税法の一部を改正する法律案（参第11号）

以上5案について発議者参議院議員峰崎直樹君、宮澤大蔵大臣、政府委員、自治省当局、参考人日本たばこ産業株式会社代表取締役社長水野勝君及び日本銀行理事黒田巖君に対し質疑を行い、

経済社会の変化等に対応して早急に講すべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）
租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）
有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）

以上3案について質疑を終局した。

- 平成11年度における公債の発行の特例に関する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。
(閣法第1号) 賛成会派 自民、公明、自由、参院
反対会派 民主、共産、社民

○平成11年3月19日（金）（第7回）

- 経済社会の変化等に対応して早急に講すべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）

租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）

有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）

以上3案について討論の後、可決した。

（閣法第4号） 賛成会派 自民、公明、自由、参院

反対会派 民主、共産、社民

（閣法第5号） 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、参院

反対会派 共産

（閣法第6号） 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、参院

反対会派 共産

なお、**租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第5号）（衆議院送付）及び**有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する法律案**（閣法第6号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○**関税定率法等の一部を改正する法律案**（閣法第8号）（衆議院送付）

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び多数国間投資保証機関への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）

以上3案について宮澤大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年3月23日（火）（第8回）

○参考人の出席を求める事を決定した。

○**関税定率法等の一部を改正する法律案**（閣法第8号）（衆議院送付）

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び多数国間投資保証機関への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）

以上3案について宮澤大蔵大臣、政府委員及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第8号） 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、参院

反対会派 共産

（閣法第10号） 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、参院

反対会派 共産

（閣法第9号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院

反対会派 なし

なお、**関税定率法等の一部を改正する法律案**（閣法第8号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成11年3月30日（火）（第9回）

- 参考人の出席を求ることを決定した。
- 土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案（衆第9号）（衆議院提出）**について発議者衆議院議員大原一三君から趣旨説明を聴き、同君、柳沢金融再生委員会委員長、宮澤大蔵大臣、政府委員及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
(衆第9号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、参院
反対会派 共産
なお、附帯決議を行った。
- 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律案（第142回国会閣法第117号）（衆議院送付）**について宮澤大蔵大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた。

○平成11年4月13日（火）（第10回）

- 参考人の出席を求ることを決定した。
- 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律案（第142回国会閣法第117号）（衆議院送付）**について柳沢金融再生委員会委員長、宮澤大蔵大臣、政府委員及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
(第142回国会閣法第117号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、参院
反対会派 共産
なお、附帯決議を行った。
- 国際協力銀行法案（閣法第32号）（衆議院送付）**について堺屋経済企画庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成11年4月15日（木）（第11回）

- 参考人の出席を求ることを決定した。
- 国際協力銀行法案（閣法第32号）（衆議院送付）**について堺屋経済企画庁長官、宮澤大蔵大臣、政府委員、会計検査院当局、参考人日本輸出入銀行総裁保田博君及び海外経済協力基金総裁篠沢恭助君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
(閣法第32号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、参院
反対会派 共産
なお、附帯決議を行った。
- 郵便貯金法及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第40号）**
簡易生命保険法の一部を改正する法律案（閣法第41号）
以上両案について野田郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年4月20日（火）（第12回）

- 参考人の出席を求ることを決定した。
- 郵便貯金法及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案**

(閣法第40号)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案 (閣法第41号)

以上両案について野田郵政大臣、政府委員及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行い、郵便貯金法及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第40号) について討論の後、いずれも可決した。

(閣法第40号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、参院

反対会派 共産

(閣法第41号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院

反対会派 なし

○平成11年5月13日（木）（第13回）

○理事の補欠選任を行った。

○国民金融公庫法の一部を改正する法律案 (閣法第34号) (衆議院送付) について宮澤大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年5月18日（火）（第14回）

○参考人の出席を求めるなどを決定した。

○国民金融公庫法の一部を改正する法律案 (閣法第34号) (衆議院送付) について宮澤大蔵大臣、柳沢金融再生委員会委員長、政府委員、参考人国民金融公庫総裁尾崎護君及び環境衛生金融公庫理事長坂本龍彦君に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第34号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成11年5月25日（火）（第15回）

○日本政策投資銀行法案 (閣法第33号) (衆議院送付) について宮澤大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年6月1日（火）（第16回）

○参考人の出席を求めるなどを決定した。

○日本政策投資銀行法案 (閣法第33号) (衆議院送付) について宮澤大蔵大臣、政府委員、参考人日本開発銀行総裁小粥正巳君、北海道東北開発公庫総裁濱本英輔君及び日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った後、参考人苦小牧東部開発株式会社代表取締役社長中田一男君、むつ小川原開発株式会社代表取締役社長内田隆雄君、野村総合研究所研究理事富田俊基君及び北海道大学経済学部教授濱田康行君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

○平成11年6月3日（木）（第17回）

○参考人の出席を求めるなどを決定した。

○日本政策投資銀行法案 (閣法第33号) (衆議院送付) について宮澤大蔵大臣、川崎北

海道開発庁長官、政府委員、資源エネルギー庁、科学技術庁当局、参考人北海道東北開発公庫総裁濱本英輔君、日本開発銀行総裁小粥正巳君及び日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第33号) 賛成会派 自民、公明、社民、自由、参院
反対会派 民主、共産

なお、附帯決議を行った。

○平成11年6月10日(木)(第18回)

- 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(閣法第47号)(衆議院送付)について中川農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年7月22日(木)(第19回)

- 参考人の出席を求める 것을 결정했다.
 - 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(閣法第47号)(衆議院送付)について中川農林水産大臣、宮澤大蔵大臣、柳沢金融再生委員会委員長、政府委員、参考人日本銀行総裁速水優君及び農林漁業金融公庫総裁鶴岡俊彦君に対し質疑を行った後、可決した。
- (閣法第17号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
反対会派 なし

○平成11年8月3日(火)(第20回)

- 参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁速水優君から説明を聴いた後、同件、日本債券信用銀行問題に関する件、預金保険制度等に関する件等について宮澤大蔵大臣、柳沢金融再生委員会委員長、政府委員、法務省当局、参考人日本銀行総裁速水優君、同銀行理事黒田巖君、同銀行理事小畠義治君、同銀行理事引馬滋君及び預金保険機構理事長松田昇君に対し質疑を行った。

○平成11年8月5日(木)(第21回)

- 租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第117号)(衆議院送付)について宮澤大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年8月6日(金)(第22回)

- 租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第117号)(衆議院送付)について宮澤大蔵大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第117号) 賛成会派 自民、公明、自由、参院
反対会派 民主、共産、社民

○平成11年8月13日（金）（第23回）

- 請願第16号外380件を審査した。
- 財政及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

平成11年度における公債の発行の特例に関する法律案（閣法第1号）

【要　旨】

本法律案は、平成11年度における公債の発行の特例に関する措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特例公債の発行等

(1) 特例公債の発行

財政法第4条第1項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成11年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額（21兆7,100億円）の範囲内で、特例公債を発行することができる。

(2) (1)による特例公債の発行は、平成12年6月30日まで行うことができることとし、同年4月1日以後に発行される当該特例公債に係る収入は、平成11年度所属の歳入とする。

(3) 政府は、(1)の特例公債の発行のため、国会の議決を経ようとするときは、その特例公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

(4) 政府は、(1)により発行した特例公債については、その速やかな減債に努める。

2 施行期日

本法律案は、平成11年4月1日から施行する。

経済社会の変化等に対応して早急に講すべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律案（閣法第4号）

【要　旨】

本法律案は、近年における我が国の経済社会の構造的な変化、国際化の進展等に対応するとともに現下の著しく停滞した経済活動の回復に資するよう、個人及び法人の所得課税の在り方について、今後の我が国経済の状況等を見極めつつ将来抜本的な見直しを行うまでの間、早急に実施すべき所得税及び法人税の負担軽減措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 所得税法の特例

(1) 最高税率の引下げ

所得税の最高税率を37%（現行50%）に引き下げる。

(2) 定率減税

平成11年以後の各年分の所得税額から、25万円を限度として、その20%相当額を税額控除する定率減税を実施する。なお、給与所得者の1～3月分の減税については6

月以降に実施する。

(3) 扶養控除額の加算

年齢16歳未満の扶養親族に係る扶養控除額（現行38万円）に10万円を加算するとともに、特定扶養親族（年齢16歳以上23歳未満の扶養親族）に係る扶養控除額（現行58万円）に5万円を加算する。

2 法人税法の特例

普通法人の税率を30%（現行34.5%）に、中小法人及び公益法人等の軽減税率を22%（現行25%）に、特定の協同組合等の特例税率を26%（現行30%）にそれぞれ引き下げる。

なお、本法律施行に伴う平成11年度の租税減収見込額は、約4兆6,620億円である。

租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第5号）

【要旨】

本法律案は、現下の厳しい経済情勢等を踏まえつつ、経済・金融情勢の変化等に対応するため、土地・住宅税制、投資促進税制、金融関係税制等について特例措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 住宅・土地税制

(1) 住宅税制

- ① 住宅ローン減税について、住宅借入金等の年末残高の限度額を5,000万円以下（現行3,000万円以下）に、控除期間を15年間（現行6年間）に、控除期間中の控除額の合計を587万5,000円（現行平成11年居住分で170万円）にそれぞれ拡充する。また、適用対象となる住宅借入金の範囲に、住宅と同時に取得する土地（現行は住宅のみ）を加える。
- ② 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除制度について、住宅ローン減税との併用（現行住宅ローン減税との選択制）を認める。
- ③ 住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例について、特例の計算限度額を1,500万円（現行1,000万円）に引き上げる。

(2) 土地税制

個人の長期譲渡所得の課税の特例について、税率を一律20%（現行 特別控除後の譲渡益6,000万円以下の部分 20%、特別控除後の譲渡益6,000万円超の部分 25%）に軽減する。

2 投資促進税制

100万円未満の情報通信機器を取得した場合、取得価額の全額の損金算入を認める。

3 金融関係税制

- (1) 上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税制度については、平成13年3月31日まで適用する経過措置を講じた上、廃止する。
- (2) 非居住者・外国法人の受け取る一括登録国債の利子に対する源泉徴収の免除、特定のT B（短期国債）・F B（政府短期証券）の償還差益に係る源泉徴収の免除等の措置を講ずる。

4 阪神・淡路大震災の被災者等に係る特例

居住用財産の譲渡所得課税の特例に関し、阪神・淡路大震災による滅失家屋の敷地についての譲渡期間要件を、災害があった日から平成12年3月31日まで（現行 災害があった日から3年を経過する日の属する年の12月31日まで）の間とする特例措置を講ずる。

5 その他

- (1) 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、特定事業用宅地等に係る特例の適用対象面積を330平方メートル（現行200平方メートル）に拡大する。
- (2) 年7.3%の割合の利子税等について、当分の間の措置として、公定歩合に4%を加算する方式により軽減する。
- (3) 製造たばこに係るたばこ税の税率を、当分の間、2,716円／1,000本（現行 3,126円／1,000本）に引き下げる。
- (4) その他の租税特別措置の改正

渴水準備金の廃止、輸入促進税制の見直し等既存の特別措置の整理合理化等を行うほか、交際費の損金不算入制度、中小企業者等の機械の特別償却等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等の措置を講ずる。

なお、本法律施行に伴う平成11年度の租税減収見込額は、約7,970億円である。

【租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案及び有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する法律案に対する附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 中長期的な財政構造健全化の必要性にかんがみ、今後の経済動向にも留意しつつ、一層の歳出の重点化・選別化に努めるとともに、税制に対する国民の理解と信頼を確保する観点から、個人及び法人の所得課税の在り方についての抜本的見直し等を含め、社会経済構造の変化に対応した税制の確立に努めること。
- 一 利子・株式等譲渡益に対する課税の在り方については、総合課税化の問題を十分勘案しつつ、課税の公平・適正の観点から引き続き検討すること。また、納税者番号制度の導入については、プライバシーの保護等にも十分配慮しつつ、更に掘り下げた検討を行うこと。
- 一 租税特別措置については、その政策課題の緊急性、効果の有無、手段としての妥当性、利用の実態等を十分吟味し、今後とも徹底した整理合理化を推進すること。
- 一 国及び地方の財政が極めて厳しい状況になっていることに配意し、国と地方公共団体との役割分担を踏まえつつ、国と地方の税源配分の在り方について引き続き中長期的に検討すること。
- 一 急速に進展する高度情報化社会に伴う経済取引の広域化・複雑化及び電子商取引の拡大等に見られる納税環境の変化、更には滞納整理事務等を始めとする事務量の増大にかんがみ、今後とも国税職員の処遇の改善、定員の確保を行うとともに、事務に関する機構・職場環境の充実及び一層の機械化促進に特段の努力を払うこと。

右決議する。

有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する法律案（閣法第6号）

【要旨】

本法律案は、最近における経済・金融情勢の変化等に対応するため、有価証券取引税法及び取引所税法を平成11年3月31日をもって廃止するものである。

なお、本法律施行に伴う平成11年度の租税減収見込額は、約1,880億円である。

【附帯決議】

租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第5号）と同一内容の附帯決議が行われている。

関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第8号）

【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、関税率、減免税還付制度等について所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 関税率等の改正

ニオブ・チタン合金、絹紡糸等の関税率の引下げ等を行う。

2 暫定関税率の適用期限の延長

平成11年3月31日に適用期限の到来する暫定関税率について、その適用期限を延長する。

3 減免税還付制度の適用期限の延長等

平成11年3月31日に適用期限の到来する減免税還付制度について、その適用期限の延長等を行う。

4 延滞税の軽減等

延滞税及び還付加算金の割合等について、当分の間、特例を設けることとする。

5 官公署等への協力要請

税関職員が他の官公署等に対し、資料の提供等の協力要請を行う根拠規定を設ける。

6 その他

その他所要の規定の整備を行う。

7 施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成11年4月1日から施行することとする。

なお、本法律施行に伴う平成11年度一般会計の関税減収見込額は約2億円である。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たっては、より一層適正・公平な課税の確保に努めること。

一 著しい国際化の進展等による貿易量及び出入国者数の伸長等に伴い税関業務が増大、複雑化する中で、その適正かつ迅速な処理に加え、麻薬・覚せい剤を始め、銃砲、知的財産権侵害物品、ワシントン条約物品等の水際における取締りの強化に対する国際的・

社会的要請が高まっていることにかんがみ、税関業務の一層の効率的・重点的な運用に努めるとともに、税関業務の特殊性を考慮し、税関職員の定員確保はもとより、その処遇改善、職場環境の充実等に特段の努力を払うこと。

右決議する。

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第9号）

【要　旨】

本法律案は、海上運送貨物に係る税関手続のより一層の迅速かつ的確な処理を図るため、関税及び内国消費税に係る手続に加え、とん税及び特別とん税に係る手続についても電子情報処理組織を使用して処理することができるようとする等所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 電子情報処理組織により処理される税関手続に関する規定の整備

電子情報処理により処理される税関手続に、とん税及び特別とん税に係る手続等を含めるための所要の改正を行う。

2 財務諸表等に関する規定の整備

通関情報処理センターに財務諸表等の備え置き義務等を設ける。

3 罰則規定の整備

所要の罰則規定の整備を図る。

4 その他

(1) 施行期日

この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(2) 経過措置

所要の経過措置について定める。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び多数国間投資保証機関への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）

【要　旨】

本法律案は、国際開発協会及び多数国間投資保証機関に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、当該出資の額の増額に応ずるための措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 国際開発協会の第12次増資に伴い、政府は、同協会に対し、従来の出資の額のほか、

今後3年間にわたって総額2,950億5,286万円の範囲内において、追加出資することができる。なお、追加出資は、全額出資国債により払い込むこととしている。

2 多数国間投資保証機関に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、政府は、

同機関に対し、従来の出資の額のほか、今後2年間にわたって総額4,202万4,880合衆国ドルの範囲内において、追加出資することができる。なお、追加出資は、追加出資限度額の17.65パーセントをアメリカ合衆国ドル又は本邦通貨により払い込み、残りは請求払い資本とすることとしている。

3 この法律は、公布の日から施行する。

国際協力銀行法案（閣法第32号）

【要 旨】

本法律案は、特殊法人の整理合理化を推進し、国際経済社会への機動的、効率的貢献のための執行体制の確立を図るため、日本輸出入銀行及び海外経済協力基金を解散して、国際協力銀行を設立しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

国際協力銀行は、一般の金融機関と競争しないことを旨としつつ、我が国の輸出入若しくは海外における経済活動の促進又は国際金融秩序の安定に寄与するための貸付け等並びに開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）の経済及び社会の開発又は経済の安定に寄与するための貸付け等を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。

2 役員

- (1) 国際協力銀行に、役員として、総裁1人、副総裁2人、理事7人以内及び監事2人以内を置く。
- (2) 国際協力銀行は、その役員の給与及び退職手当の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとなるよう定め、これを公表しなければならないものとし、これを変更したときも、同様とする。

3 海外経済協力業務運営協議会

国際協力銀行に、海外経済協力業務運営協議会を置く。同協議会は、関係行政機関の職員のうちから内閣総理大臣が任命する委員15人以内で組織し、海外経済協力業務の運営に関する重要事項で関係行政機関の所掌事務と密接な関係があるものについて審議し、総裁に意見を述べることができる。

4 業務の範囲

(1) 国際金融等業務

① 輸出金融

設備の輸出等のための必要な資金の貸付け等を行う。

② 輸入金融

重要物資の輸入等が確実かつ適時に行われるために必要な資金の貸付け等を行う。

③ 投資金融（海外投資金融、海外事業金融）

我が国の法人等、外国政府等又は出資外国法人等が海外において行う事業に充てられる長期資金の貸付け等を行う。

④ アンタイドローン

外国政府等、外国金融機関等若しくは国際機関に対して、その海外で行う事業等に必要な長期資金若しくは当該外国の国際収支の均衡若しくは通貨の安定を図るために必要な資金の貸付け等を行う。

⑤ ブリッジローン

外国政府又は外国の居住者で、当該外国の国際収支上の理由により輸入その他の

対外取引を行うことが著しく困難となり、かつ、緊急に当該取引の円滑化を図る必要がある場合、国際機関又は当該外国以外の2以上の国の政府等若しくは銀行が資金の供与を行うまでの間、短期資金を貸し付ける。

⑥ リファイナンス

我が国からの設備の輸出等により我が国の法人等に対して債務を有する者の居住国（その者が外国の政府であるときは、当該外国。以下この号において同じ。）が、国際収支上の理由により当該債務の履行が著しく困難である場合に、当該居住国の政府等又は銀行に対して必要な資金を貸し付ける。

⑦ 出資・保証

海外で事業を行う者に対して当該事業に必要な資金を出資し、又は当該出資を受けた者がその行う事業に必要な長期資金を借り入れる場合（我が国の法人等から借り入れる場合を除く。）において、当該長期資金に係る債務等を保証する。

⑧ ①から⑦までの業務に関連して必要な調査及び業務に附帯する業務を行う。

(2) 海外経済協力業務

① 円借款

開発途上地域の外国政府等に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金又は当該地域の経済の安定に関する計画の達成に必要な資金を貸し付ける。

② 海外投融資

我が国又は開発途上地域の法人等その他の経済企画庁長官が定める者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金の貸付け等を行う。

③ ①と②の業務に関連して必要な調査及び業務に附帯する業務を行う。

5 海外経済協力業務実施方針

国際協力銀行は、円借款業務を効果的かつ効率的に実施するため、総理府令で定めるところにより実施方針を定め、経済企画庁長官の承認を受けた上で、これを公表しなければならない。

6 財務及び会計

- (1) 国際協力銀行は、毎事業年度、収支に関する予算を作成し、経済企画庁長官を経由して大蔵大臣に提出し、大蔵大臣は、閣議の決定を経て、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。
- (2) 国際協力銀行は、国際金融等業務と海外経済協力業務でそれぞれ勘定を設け、区分経理を行わなければならない。
- (3) 国際協力銀行は、決算完結後、毎事業年度の決算報告書を作成し、当該決算報告書に関する監事の意見を付し、財務諸表とともに遅滞なく経済企画庁長官を経由して大蔵大臣に提出しなければならない。
- (4) 決算報告書及び財務諸表は、内閣に送付され、内閣は会計検査院の検査を経て、国の歳入歳出の決算とともに、国会に提出しなければならない。
- (5) 国際協力銀行は、その業務を行う財源として、政府若しくは銀行等から資金の借入れをし、又は国際協力銀行債券（以下「銀行債券」という。）を発行することができる。また、政府は、予算をもって定める金額の範囲内において、発行する銀行債券に係る債務の保証を行うことができる。

(6) 政府は、予算の範囲内において、国際協力銀行に対し、海外経済協力業務に要する費用の一部に相当する金額を交付することができる。

7 監督

国際協力銀行は、主務大臣がこの法律の定めるところに従い監督するものとし、必要があると認めるときは、国際協力銀行に対して業務に関し監督上必要な命令等を行うことができる。

8 附則

- (1) この法律は、公布の日から施行する。ただし、日本輸出入銀行法及び海外経済協力基金法の廃止等についての規定は、平成11年10月1日から施行する。
- (2) 日本輸出入銀行及び海外経済協力基金は、国際協力銀行の成立時に解散するものとし、同時にその一切の権利及び義務は、国際協力銀行が承継する。また、日本輸出入銀行及び海外経済協力基金に対する政府出資金の相当額は、国際協力銀行の設立に際し政府から国際協力銀行に出資されたものとする。
- (3) その他本法の施行に伴う所要の経過措置を整備するとともに、関連法律の一部を改正する。

【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 日本輸出入銀行及び海外経済協力基金の統合に当たっては、特殊法人の整理合理化を推進する趣旨にかんがみ、その効率的な運営に努めること。
- 一 国際協力銀行の組織及び業務については、統合の効果を発揮させるため、積極的な人材育成と内部登用の促進を図り、併せて民間からの有能な人材の登用を通じて、経済協力に関する役職員の専門的な知見とノウハウが組織及び業務の運営に十分反映される人員配置とし、もって業務の一層の活性化を図ること。
- 一 国際協力銀行が行うODA業務及び国際金融等業務に関する情報公開については、国民の理解を得るため、今後の特殊法人の情報公開に関する法制上の措置を踏まえ、その内容の充実に努めること。
- 一 海外経済協力案件については、国民の理解を得るため、その決定の透明性を確保するとともに、相手国の国民的な理解を一層深め、NGOとも連携した情報分析等を行うこと。
- 一 海外経済協力案件について、効率的・効果的な事業運営を担保するため、実施後の状況を的確に把握し、その効果に対する第三者による客観的な評価体制を拡充すること。
- 一 海外経済協力案件の決定において、環境アセスメントの導入を徹底し、相手国の自然環境等に与える影響を十分調査した上で行うこと。
- 一 国際金融等業務については、民業補完の原則を遵守して業務のスリム化を図り、貿易保険制度及び他の投融資業務との役割分担を明確化するとともに、資金調達の在り方にについて検討すること。
- 一 国際協力銀行の設立後3年を経過した時期に、運営状況を勘案し、その業務について検討を加え、その結果に基づいて適切な措置を講ずること。

右決議する。

日本政策投資銀行法案（閣法第33号）

【要 旨】

本法律案は、特殊法人の整理合理化及び経済社会情勢の変化に応じた業務の効率化の観点から、日本開発銀行及び北海道東北開発公庫を廃止して日本政策投資銀行を設立しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

日本政策投資銀行は、経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資するため、一般の金融機関が行う金融等を補完し、又は奨励することを旨とし、長期資金の供給等を行い、もって我が国の経済社会政策に金融上の寄与をすることを目的とする。

2 資本金

日本政策投資銀行の資本金は、12(2)②により、政府から出資があったものとされる金額とする。

3 役員

- (1) 日本政策投資銀行に、役員として、総裁1人、副総裁2人、理事12人以内及び監事2人以内を置く。
- (2) 日本政策投資銀行は、その役員の給与及び退職手当の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとなるよう定め、これを公表しなければならない。

4 業務の範囲

日本政策投資銀行は、1に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資する事業に必要な資金であつて、次に掲げる資金の貸付け、当該資金に係る債務の保証、当該資金の調達のために発行される社債の取得又は当該資金に係る貸付債権の譲受けを行うこと。
 - ① 設備の取得等に必要な資金等
 - ② ①に掲げるもののほか、事業の円滑な遂行に必要な無体財産権その他これに類する権利の取得等に必要な資金又は高度で新しい技術の研究開発に必要な資金
 - ③ ①又は②に掲げる資金の返済に必要な資金
- (2) 経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資する事業に必要な資金の出資を行うこと。
- (3) (1)及び(2)の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な業務を行うこと。
- (4) (1)から(3)の業務に附帯する業務を行うこと。

5 中期政策方針

日本政策投資銀行は、主務大臣が作成した3年間の中期政策方針に従って、貸付け等を行わなければならない。

6 投融資指針

日本政策投資銀行は、中期政策方針に記載された事項を実施するために、投融資指針を作成しなければならない。

7 運営評議員会

日本政策投資銀行に、評議員8人以内で組織される運営評議員会を置く。

8 利益金の処分及び国庫納付金

- (1) 日本政策投資銀行は、毎事業年度の損益計算上利益金が生じたときは、準備金として政令で定める基準により計算した額を積み立てなければならない。
- (2) 日本政策投資銀行は、毎事業年度の損益計算上の利益金から(1)により準備金として積み立てた額を控除した残額を国庫に納付しなければならない。

9 資金の借入れ等

- (1) 日本政策投資銀行は、その業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、政府から借入金をすることができる。
- (2) 日本政策投資銀行は、資金繰りのため必要がある場合その他大蔵省令で定める場合には、銀行その他の金融機関から短期借入金をすることができるほか、特定の政策に金融上の寄与をするために必要な資金の財源に充てるため、寄託金の受入れをすることができる。

10 債券の発行

日本政策投資銀行は、その業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、日本政策投資銀行債券を発行することができる。

11 雜則

主務大臣は、次のとおりとする。

- (1) 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、大蔵大臣
- (2) 4の業務のうち北海道又は東北地方（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域をいう。）における政令で定めるものに関する事項については、内閣総理大臣及び大蔵大臣
- (3) 4の業務のうち(2)の業務以外のものに関する事項については、大蔵大臣

12 附則

(1) 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、日本開発銀行法及び北海道東北開発公庫法の廃止に伴う経過措置等についての規定は、平成11年10月1日から施行する。

(2) 日本開発銀行及び北海道東北開発公庫の解散等

- ① 日本開発銀行（以下「開銀」という。）及び北海道東北開発公庫（以下「北東公庫」という。）は、日本政策投資銀行の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において日本政策投資銀行が承継する。
- ② ①により日本政策投資銀行が開銀及び北東公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における開銀及び北東公庫に対する政府の出資金に相当する金額は、日本政策投資銀行の設立に際し政府から日本政策投資銀行に出資されたものとする。
- ③ ①により日本政策投資銀行が開銀及び北東公庫の権利及び義務を承継したときににおいて、その承継に伴い必要となる所要の規定を設ける。

(3) 業務の特例

日本政策投資銀行は、平成13年3月31日までを限り、4に掲げる業務のほか、経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発

展に資する事業であって、銀行その他の金融機関による金融取引の調整その他の金融機関側の事由による当該金融機関からの借入れの減少等が生じていることによりその実施に支障を生じている事業の円滑な遂行を図るために必要な長期運転資金の貸付け、当該資金に係る債務の保証、当該資金の調達のために発行される社債の取得又は当該資金に係る貸付債権の譲受けに関する業務を行うことができる。

【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 日本政策投資銀行の業務については、経済社会情勢の変化に応じて適切に改善するよう隨時検討するとともに、特殊法人の整理合理化の趣旨を踏まえ、民業補完の原則を徹底し、併せて効率的な運営に努めること。
- 一 日本開発銀行及び北海道東北開発公庫の統合に当たっては、両機関等が融資の対象としてきた地域整備関連分野を新銀行が円滑に引き継ぐとともに、新銀行の業務において両機関等の対象であった分野への金融が十全に確保されるよう努めること。
- 一 日本政策投資銀行の業務の運営については、償還確実性の原則の趣旨等を踏まえ、財務の健全性の保持に配慮すること。特に、苫小牧東部開発株式会社等への北海道東北開発公庫の融資が、多額の償却を行わざるを得ない状況に至ったことを厳しく反省し、今後、リスクの一層厳格な管理に努めること。
- 一 日本政策投資銀行においては、財務内容の透明性の一層の向上を図るため、ディスクロージャーの充実に取組むとともに、外部監査法人の活用に努めること。
- 一 日本政策投資銀行の設立後3年を経過した時期に、運営及びその業務の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 一 苫小牧東部開発及びむつ小川原開発の両プロジェクトについては、経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資するものとなるよう、抜本的な見直しを行うこと。
- 一 むつ小川原開発プロジェクトにおける北海道東北開発公庫の出資・貸付債権の再点検を行い、統合前に不良債権額を確定し、ディスクローズするとともに、現在関係者間で行われている協議を精力的に進め、日本政策投資銀行設立までのできるだけ早期に成案を得ること。

右決議する。

国民金融公庫法の一部を改正する法律案（閣法第34号）

【要 旨】

本法律案は、特殊法人の整理合理化を推進し、経済社会情勢の変化に応じた業務の効率化の観点から、国民金融公庫に環境衛生金融公庫を統合してその名称を国民生活金融公庫と改め、独立して継続が可能な事業について当該事業の経営の安定を図るための資金、環境衛生関係の営業について衛生水準を高めるための資金その他の資金であって、一般の金融機関からその融通を受けることを困難とする国民大衆が必要とするものを供給させることにより、国民経済の健全な発展及び公衆衛生その他の国民生活の向上を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　目的

国民生活金融公庫は、独立して継続が可能な事業について当該事業の経営の安定を図るための資金、環境衛生関係の営業について衛生水準を高めるための資金その他の資金であって、一般の金融機関からその融通を受けることを困難とする国民大衆が必要とするものを供給し、もって国民経済の健全な発展及び公衆衛生その他の国民生活の向上に寄与することを目的とする。

2 役員及び職員

- (1) 国民生活金融公庫に、役員として、総裁1人、副総裁2人、理事5人以内及び監事2人以内を置く。
- (2) 国民生活金融公庫は、その役員の給与及び退職手当の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとなるよう定め、これを公表しなければならない。

3 業務

国民生活金融公庫は、その目的を達成するため、次の業務等を行う。

(1) 事業資金貸付

独立して事業を遂行する意思を有し、かつ、適切な事業計画を持つ者で、当該事業の継続が可能であると見込まれるものに対して、当該事業を遂行するために必要な小口の事業資金((3)の資金等を除く。)の貸付けを行うこと。

(2) 教育資金貸付

教育を受ける者又はその者の親族に対して、教育を受け、又は受けさせるために必要な小口の教育資金の貸付けを行うこと。

(3) 環衛資金貸付

環境衛生関係営業者、環境衛生同業組合等に対して、衛生水準を高めるため及び近代化を促進するために必要な資金等の貸付けを行うこと。

4 会計

- (1) 国民生活金融公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府からの借入金をすることができるに加え、資金繰りのため主務省令で定める金融機関からの短期借入金をすることができる。
- (2) 国民生活金融公庫は、主務大臣の認可を受けて、国民生活債券を発行することができる。
- (3) 政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、国民生活金融公庫の発行する債券に係る債務について保証することができる。

【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 国民生活金融公庫の業務実施に当たっては、民業補完の原則を踏まえつつ、今後の業務の実態に即して、管理運営体制等について適切な見直しを行い、効率的かつ効果的な運営に努めること。
- 一 国民生活金融公庫に関するリスク管理債権等の情報開示を充実するとともに、政策遂行による効果と費用について、より分かりやすい情報の提供に努めること。
- 一 国民生活金融公庫の設立後3年を経過した時期に、運営状況を勘案し、融資制度の改善・見直しをはじめ公庫の業務について検討を加え、その結果に基づいて適切な措置を講ずること。

右決議する。

**郵便貯金法及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第40号) (先議)**

【要 旨】

本法律案は、郵便貯金事業及び簡易生命保険事業の健全な経営の確保に資するため、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金及び簡易生命保険特別会計の積立金の運用対象に特定社債及び通貨オプションを追加しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 郵便貯金法の一部改正

郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金の運用の範囲に特定社債及び通貨オプションを加える。

2 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部改正

簡易生命保険特別会計の積立金の運用の範囲に特定社債及び通貨オプションを加える。

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案 (閣法第41号) (先議)

【要 旨】

本法律案は、近年における保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、被保険者が死亡したことにより支払う保険金額を死亡の原因に応じて異なる額とする簡易生命保険の制度（いわゆる「一病息災保険」）を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 簡易生命保険の制度の改善

(1) 被保険者が死亡したことにより支払う保険金額について、死亡の原因に応じて異なる額とすることができるようとする。

(2) その他所要の規定の整備をする。

2 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案 (閣法第47号)

【要 旨】

1 目的規定の改正

農林漁業金融公庫（以下「公庫」という。）の目的として、食品の製造、加工又は流通の事業を営む者に対し、食料の安定供給の確保に必要な長期かつ低利の資金で、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを加える。

2 食品の製造等の事業を営む者に対する貸付業務規定の整備

(1) 公庫は、1の目的を達成するため、卸売市場近代化資金、新規用途事業等資金及び

中山間地域活性化資金（加工流通施設）のほか、食品若しくは飼料の製造、加工若しくは流通（以下「食品の製造等」という。）の事業を営む者等に対し、食品の製造等に必要な施設の改良、造成若しくは取得に必要な資金又は食品の製造等に関する高度な新技術の研究開発若しくは利用を行うのに必要な資金であって、主務大臣の指定するものの貸付けの業務を行う。

- (2) (1)の「食品」とは、飲食料品のうち薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。
- (3) (1)に規定する資金の貸付けの利率は年9分5厘以内、償還期限は15年以内、据置期間は3年以内で公庫が定める。

3 施行期日

この法律は、平成11年10月1日から施行する。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第117号）

【要 旨】

本法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、企業による事業の再構築の円滑化に資するため、「産業活力再生特別措置法」に基づく事業再構築計画の認定を受けた事業者について、事業革新設備の特別償却、設備廃棄等による欠損金の繰越期間等の特例、登録免許税の税率を軽減する特例等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 事業再構築を行う一定の中小企業者が、取得等をして事業の用に供する機械装置について、取得価額の100分の30の特別償却又は取得価額の100分の7の特別税額控除の選択適用を認める。
- 2 事業再構築計画の認定を受けた一定の事業者が、取得等をして事業の用に供する特定の機械装置等（事業革新設備）について、取得価額の100分の18（一定の事業革新設備は、100分の24）の特別償却を認める。
- 3 事業再構築計画の認定を受けた一定の事業者等が行う長期所有土地等から既成市街地等以外の地域内にある土地、建物、機械装置等への買換えについて、課税繰延割合100分の80（国又は地方公共団体に対する譲渡は100分の90）とする圧縮記帳を認める。
- 4 共同で事業再構築計画の認定を受けた法人が、共同で現物出資により会社（共同新設会社）を設立する際に生ずる譲渡益について、一定の要件の下に、課税の繰延べを認める。
- 5 事業再構築計画の認定を受けた法人が、特定設備の廃棄等を行った場合に生じた損失に係る一定の欠損金額について、繰越控除期間を7年間とする措置と前1年間の繰戻し還付との選択適用を認める。
- 6 認定事業者等が、一定の認定事業再構築計画等に基づき行う株式会社の設立登記に対する登録免許税の税率を1,000分の3.5（本則1,000分の7）に軽減する等の措置を講ずる。
- 7 産業活力再生特別措置法の制定に伴い廃止される特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法に係る措置については、所要の経過措置を講じた上、廃止する等所要の規定の整備を行う。

8 この法律は、産業活力再生特別措置法の施行の日から施行する。
なお、本法律施行に伴う平年度の租税減収見込額は、約40億円である。

金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律案(第142回国会閣法第117号)

【要 旨】

本法律案は、金融システム改革の一環として、投資者保護の観点からの措置を講じつつ、金融業者の社債の発行等による資金調達を自由化しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 登録

- (1) 金融業者（貸金業規制法に規定する貸金業者等）は、登録を受けた法人である金融業者（以下「特定金融会社等」という。）でなければ社債の発行等による貸付資金の受入れをしてはならない。
- (2) 一定の財産的基礎（最低資本金基準）、人的構成等を登録の要件とする。
- (3) 特定金融会社等登録簿を公衆の縦覧に供する。

2 ディスクロージャー

特定金融会社等に対し、証券取引法に基づく有価証券報告書等に、融資業務の特殊性に対応した貸付状況等の項目を明確にするための会計の整理を義務付ける。

3 監督

この法律の施行に必要な限度において、特定金融会社等に対し、その業務又は経理の状況に関する報告の徴収を行うことができる。

4 罰則

無登録の金融業者が社債の発行等により貸付資金の受入れをすること等に関して罰則規定を設ける。

5 出資法の改正

- (1) 第2条第2項（名義の如何に係わらず預り金を禁止する規定）の名義の例示として社債を追加する。
- (2) 第2条第3項（貸付業者による貸付資金調達のための社債発行を禁止する規定）を削除する。

6 見直し

法律の施行後5年以内に、この法律に規定する制度について検討を加え、所要の措置を講ずる。

なお、衆議院において、登録・監督の主体を内閣総理大臣から金融再生委員会に改めるとともに、施行期日を平成10年12月1日から、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日に改める等の修正が行われている。

【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 金融業者が発行する社債を購入する投資者を保護するため、金融業者の監督体制の強化を図るとともに、不良債権の状況など融資業務の特殊性に対応したディスクロージャーの充実を図ること。また、本法律に基づいて金融業者が発行する社債については、社債と銀行預金等との違いを正しく認識した上で投資者が購入できるように、その趣旨の

周知・徹底を図ること。

- 一 多重債務問題が深刻化している現状にかんがみ、金融業者に対し、与信審査の一層の厳格化、過剰貸付の禁止、貸出金利の引下げ等について適切な指導・監督・要請を行うとともに、暴力的取立てなどの悪質な行為は厳重に取り締まること。また、借手に対する消費者信用教育、カウンセリング機能の充実等を図るほか、統一的な消費者信用保護に関する法整備について検討すること。
- 一 出資法等で定められている金融業者の貸出金利の規制の在り方については、借手保護の視点も踏まえ検討すること。

右決議する。

特定融資枠契約に関する法律案（参第9号）

【要 旨】

1 目的

この法律は、特定融資枠（いわゆるコミットメントライン）契約に係る手数料について利息制限法及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の特例を定めることにより、企業の資金調達の機動性の増大を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

2 定義

この法律において特定融資枠契約とは、一定の期間及び融資の極度額の限度内において、当事者の一方の意思表示により当事者間において当事者の一方を借主として金銭を目的とする消費貸借を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して手数料を支払うことを約する契約であつて、意思表示により借主となる当事者の一方が契約を締結する時に株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第2条に規定する株式会社（いわゆる大会社）であるものをいう。

3 利息制限法等の適用除外

利息制限法第3条及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第5条第6項のみなし利息に係る規定は、特定融資枠契約に係る手数料については、適用しない。

4 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から施行し、この法律の施行後に締結される特定融資枠契約について適用する。
- (2) この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- (3) 特定融資枠契約に係る制度の在り方については、この法律の施行後2年を目途として、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとする。

平成10年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第1号）

【要 旨】

本法律案は、緊急生産調整推進対策に資するため、平成10年度において政府等が稻作の転作を行う者等に対し交付する緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等につい

て、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

1 個人が交付を受ける同補助金等については、一時所得に係る収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、一時所得の必要経費とみなす。

2 農業生産法人が交付を受ける同補助金等については、交付を受けた後2年以内に事業の用に供する固定資産の取得または改良に充てる場合、圧縮記帳の特例を認める。

なお、本法律施行に伴う平成10年度における租税の減収見込額は、約3億円である。

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案（衆第9号）

【要旨】

本法律案は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、土地の再評価を行うことができる期限を1年延長し、再評価差額金を税効果会計を用いて貸借対照表に計上することとともに、公開会社について、再評価差額金をもってその株式を消却することができるとしてする等所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 事業用土地の再評価の実施期限の延長

事業用土地の再評価を行うことができる期限を1年延長する。

2 再評価差額金の貸借対照表への計上

(1) 事業用土地の再評価を行った法人は、当該事業用土地の再評価額から帳簿価額を控除した額のうち、当該再評価額が帳簿価額を上回る場合においては繰延税金負債の金額を貸借対照表の負債の部に、当該再評価額が帳簿価額を下回る場合においては繰延税金資産の金額を貸借対照表の資産の部に、計上しなければならない。

(2) (1)の場合においては、当該再評価差額から繰延税金負債を控除した金額又は当該再評価差額に繰延税金資産を加えた金額を、再評価差額金として、貸借対照表の資本の部に計上しなければならない。

3 配当可能利益からの再評価差額金の控除

配当可能利益の算定に当たっては、純資産額から再評価差額金の額を控除する。

4 再評価差額金の取崩しの特例

(1) 公開会社（株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律に規定する公開会社をいう。）は、定款をもって、経済情勢、当該会社の業務又は財産の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは取締役会の決議により再評価差額金をもってその株式を買い受けて消却することができる旨を定めることができる。

(2) (1)の場合においては、平成13年3月31日までの間に限り、再評価差額金を取り崩し、これをもって株式を買い受けて消却することができる。

(3) (1)により買い受けて消却することができる株式の取得価額の総額は、再評価差額金の額の3分の2を限度とする。

5 施行期日等

(1) この法律は、平成11年3月31日から施行する。

(2) 平成12年3月31日前に到来する決算期において、税効果会計を採用していない法人の当該決算期に係る再評価差額金については、この法律による改正前の土地の再評価に関する法律の規定を適用することができる。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 資産の評価については、国際的な会計基準の動向等に留意しながら現行の評価原則の在り方について検討すること。
- 一 現下の経済状況に対応するため、企業の財務の健全性及び投資家等への情報開示の必要性からみて緊急的に行われている措置については、望ましい会計処理に移行するよう努力すること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（15件）

※は予算関係法律案

番号	件 名	先議院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 決
※1	平成11年度における公債の発行の特例に関する法律案	衆	11. 1.19	11. 3. 5	11. 3.16 可 決	11. 3.17 可 決	11. 2. 4 大 蔽	11. 2.19 可 決	11. 2.19 可 決
					○ 11. 3. 5 参本会議趣旨説明	○ 11. 2. 4 衆本会議趣旨説明			
※4	経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律案	〃	1. 29	3. 5	3. 19 可 決	3. 24 可 決	2. 4 大 蔽	2. 19 可 決	2. 19 可 決
					○ 11. 3. 5 参本会議趣旨説明	○ 11. 2. 4 衆本会議趣旨説明			
※5	租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案	〃	1. 29	3. 5	3. 19 可 決 附帯決議	3. 24 可 決	2. 4 大 蔽	2. 19 可 決 附帯決議	2. 19 可 決
					○ 11. 3. 5 参本会議趣旨説明	○ 11. 2. 4 衆本会議趣旨説明			
※6	有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する法律案	〃	1. 29	3. 5	3. 19 可 決 附帯決議	3. 24 可 決	2. 12 大 蔽	2. 19 可 決 附帯決議	2. 19 可 決
※8	関税定率法等の一部を改正する法律案		2. 2	3. 15	3. 23 可 決 附帯決議	3. 24 可 決	3. 4 大 蔽	3. 9 可 決 附帯決議	3. 11 可 決
※9	電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	2. 2	3. 15	3. 23 可 決	3. 24 可 決	3. 5 大 蔽	3. 9 可 決	3. 11 可 決
※10	国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び多数国間投資保証機関への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案		2. 2	3. 15	3. 23 可 決	3. 24 可 決	3. 5 大 蔽	3. 9 可 決	3. 11 可 決
※32	国際協力銀行法案	〃	2. 9	4. 9	4. 15 可 決 附帯決議	4. 16 可 決	3. 9 商 工	3. 23 可 決 附帯決議	3. 26 可 決
※33	日本政策投資銀行法案		2. 9	5. 20	6. 3 可 決 附帯決議	6. 4 可 決	4. 13 大 蔽	4. 23 可 決 附帯決議	4. 27 可 決
※34	国民金融公庫法の一部を改正する法律案	〃	2. 9	5. 12	5. 18 可 決 附帯決議	5. 21 可 決	4. 13 大 蔽	4. 16 可 決 附帯決議	4. 22 可 決
40	郵便貯金法及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案	参	2. 16	4. 14	4. 20 可 決	4. 21 可 決	5. 12 通 信	5. 19 可 決	5. 21 可 決
41	簡易生命保険法の一部を改正する法律案	衆	2. 16	4. 14	4. 20 可 決	4. 21 可 決	5. 12 通 信	5. 19 可 決	5. 21 可 決
47	農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案		2. 23	6. 8	7. 22 可 決	7. 23 可 決	4. 1 農林水産	4. 27 可 決	5. 7 可 決

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付	委員会託	本会議決	委員会付	委員会託	本会議決
117	租税特別措置法の一部を改正する法律案	衆	11. 7. 21	11. 8. 4	11. 8. 6 可決	11. 8. 6 可決	11. 7. 22 大蔵	11. 7. 28 可決	11. 7. 29 可決
142 117	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律案	"	10. 5. 19	3. 29	4. 13 可決附帯決議	4. 14 可決	1. 19 大蔵	3. 19 修正附帯決議	3. 23 修正

・本院議員提出法律案（4件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付	委員会託	本会議決	委員会付	委員会託	本会議決
1	租税特別措置法の一部を改正する法律案	橋本 敦君 外3名 (11. 1. 19)	11. 1. 22		11. 3. 5		未了			
9	特定融資枠契約に関する法律案	塩崎 恭久君 外6名 (11. 2. 19)	2. 22	11. 3. 10	3. 8	11. 3. 9 可決	11. 3. 10 可決	11. 3. 17 大蔵	11. 3. 19 可決	11. 3. 23 可決
10	所得税法の一部を改正する法律案	峰崎 直樹君 外3名 (11. 3. 3)	3. 4		3. 5		未了			
					○ 11. 3. 5 参本会議趣旨説明					
11	児童手当法及び所得税法の一部を改正する法律案	峰崎 直樹君 外3名 (11. 3. 3)	3. 4		3. 5		未了			
					○ 11. 3. 5 参本会議趣旨説明					

・衆議院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付	委員会託	本会議決	委員会付	委員会託	本会議決
1	平成10年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案	大蔵委員長 村井 仁君 (11. 2. 2)	11. 2. 2	11. 2. 2 (予備)	11. 2. 2 可決	11. 2. 4 可決	11. 2. 10 可決			11. 2. 2 可決
9	土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案	大原 一三君 外3名 (11. 3. 19)	3. 19	3. 23	3. 29 可附帯決議	3. 30 可附帯決議	3. 31 可決	11. 3. 19 大蔵	11. 3. 23 附帯決議	3. 23 可決